

決算報告書

令和6年度

自 令和 6年10月 1日

至 令和 7年 9月30日

財務諸表（監査報告書の通り）
貸借対照表
正味財産増減計算書
財務諸表に対する注記

正味財産増減に係る予算実績対比表

一般社団法人 ナノテクノロジービジネス推進協議会

監 査 報 告 書

一般社団法人ナノテクノロジービジネス推進協議会
会長 坂井 和則 殿

作成日 令和7年11月4日
一般社団法人ナノテクノロジービジネス推進協議会

監 事 石川 浩二 

監 事 藤原 卓行 

監 事 海藤 克明 

私達は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条並びに第124条の定めにより当法人の令和6年10月1日から令和7年9月30日までの、令和6年度の事業報告、計算書類すなわち貸借対照表、損益計算書（公益法人会計基準に基づく「正味財産増減計算書」をいう。）とその附属明細書及び収支計算書並びにその他理事の職務執行の監査に就き、以下の通り御報告申し上げます。

1. 監査の方法及びその内容

監事間の協議により、監査方針を定めた上で、全般の調査を行い、その結果を監事間で協議して、監査を実施いたしました。

具体的には、理事会その他の重要な会議に出席し、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧し、当法人の理事等から、職務の執行状況等について報告を受け、また説明を求めました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告は法令及び定款に従い当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 計算書類とその附属明細書及び正味財産増減に係る予算実績対比表は当法人の令和6年度に係る財産及び損益（正味財産増減）並びに収支の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上

財務諸表及び監査報告書

令和6年度

自 令和 6年10月 1日

至 令和 7年 9月30日

財務諸表
貸借対照表
正味財産増減計算書
財務諸表に対する注記

一般社団法人 ナノテクノロジービジネス推進協議会

独立監査人の監査報告書

令和7年10月22日

一般社団法人ナノテクノロジービジネス推進協議会
理事会 御中

監査法人 薄衣佐吉事務所
東京都文京区
代表社員
業務執行社員

公認会計士

河合洋明



監査意見

当監査法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第2項第1号の規定に基づく監査に準じて、一般社団法人ナノテクノロジービジネス推進協議会の令和6年10月1日から令和7年9月30日までの令和6年度の貸借対照表及び損益計算書（公益法人会計基準に基づく「正味財産増減計算書」をいう。）及び財務諸表に対する注記並びにその附属明細書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状

況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

令和 7 年 9 月 30 日 現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	65,155,475	69,829,457	▲4,673,982
前渡金	251,350	-	251,350
前払費用	670,120	632,230	37,890
流動資産合計	66,076,945	70,461,687	▲4,384,742
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	-	-	-
(2) 特定資産			
特定資産合計	-	-	-
(3) その他固定資産			
建物附属設備	617,205	617,205	0
減価償却累計額	▲123,441	▲61,721	▲61,720
電話加入権	3	3	0
敷金	4,924,500	4,924,500	0
その他固定資産合計	5,418,267	5,479,987	▲61,720
固定資産合計	5,418,267	5,479,987	▲61,720
資産合計	71,495,212	75,941,674	▲4,446,462
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,016,130	2,279,654	▲1,263,524
未払法人税等	70,000	70,000	0
未払消費税等	21,500	12,900	8,600
預り金	-	2,274	▲2,274
前受金	22,100,000	25,830,000	▲3,730,000
流動負債合計	23,207,630	28,194,828	▲4,987,198
負債合計	23,207,630	28,194,828	▲4,987,198
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	-	-	-
2 一般正味財産			
(1) 代替基金	3,000,000	3,000,000	0
(2) その他一般正味財産	45,287,582	44,746,846	540,736
正味財産合計	48,287,582	47,746,846	540,736
負債及び正味財産合計	71,495,212	75,941,674	▲4,446,462

正味財産増減計算書

令和6年10月1日から 令和7年9月30日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取会費	31,390,000	31,160,000	230,000
年会費幹部会員	19,500,000	20,000,000	▲500,000
年会費一般会員	11,600,000	10,900,000	700,000
年会費賛助会員	290,000	260,000	30,000
② 事業収益	1,129,600	523,950	605,650
イベント事業収益	787,600	340,450	447,150
その他	342,000	183,500	158,500
③ 雑収益	142,753	199,688	▲56,935
受取利息	83,393	4,542	78,851
その他	59,360	195,146	▲135,786
経常収益計	32,662,353	31,883,638	778,715
(2) 経常費用			
① 一般事業費	6,149,416	6,092,470	56,946
委員会活動費	970,409	1,724,145	▲753,736
総会・理事会活動費	838,599	930,037	▲91,438
nanotech展事業費	4,340,408	3,438,288	902,120
② 管理費	25,972,201	24,053,945	1,918,256
給料手当	11,987,332	11,251,740	735,592
法定福利費	296,453	149,835	146,618
広告宣伝費	785,070	173,250	611,820
旅費交通費	588,301	463,533	124,768
通信費	296,135	301,030	▲4,895
消耗品費	2,258,852	2,650,842	▲391,990
水道光熱費	131,903	109,542	22,361
新聞図書費	51,324	51,324	0
支払手数料	2,408,437	1,525,906	882,531
賃借料	6,859,311	6,983,116	▲123,805
租税公課	120,969	187,693	▲66,724
印刷費	-	23,100	▲23,100
減価償却費	61,720	61,721	▲1
保守修繕費	32,780	81,558	▲48,778
雑費	93,614	39,755	53,859
経常費用計	32,121,617	30,146,415	1,975,202
当期経常増減額	540,736	1,737,223	▲1,196,487
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	-	-	-
(2) 経常外費用			
経常外費用計	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-
当期一般正味財産増減額	540,736	1,737,223	▲1,196,487
一般正味財産期首残高	47,746,846	46,009,623	1,737,223
一般正味財産期末残高	48,287,582	47,746,846	540,736
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	-	-	-
指定正味財産期末残高	-	-	-
III 正味財産期末残高	48,287,582	47,746,846	540,736

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

- (1) 公益法人会計基準（平成20年4月11日 最終改正令和2年5月15日 内閣府公益認定等委員会）を採用している。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
定額法を採用している。
- (3) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、重要性が乏しいため通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	617,205	123,441	493,764
合計	617,205	123,441	493,764

3 代替基金の増減額及びその残高

代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
代替基金	3,000,000	-	-	3,000,000
合計	3,000,000	-	-	3,000,000

(注)

任意団体のナノテクノロジービジネス推進協議会からの基金は、平成20年12月に同団体の解散に伴い当法人に寄付されたため、民法第520条の規定により消滅したが、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年6月2日法律第48号）第144条の定めに基づいて、基金に相当する金額を代替基金として計上している。

4 附属明細書に記載すべき事項はない。

正味財産増減に係る予算実績対比表

令和6年10月1日から 令和7年9月30日まで

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差異	備考
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 受取会費	30,670,000	31,390,000	720,000	
年会費幹部会員	19,500,000	19,500,000	0	
年会費一般会員	10,900,000	11,600,000	700,000	
年会費賛助会員	270,000	290,000	20,000	
② 事業収益	450,000	1,129,600	679,600	
イベント事業収益	350,000	787,600	437,600	
その他	100,000	342,000	242,000	
③ 雑収益	150,000	142,753	▲7,247	
受取利息	-	83,393	83,393	
その他	150,000	59,360	▲90,640	
経常収益計	31,270,000	32,662,353	1,392,353	
(2) 経常費用				
① 一般事業費	7,601,210	6,149,416	▲1,451,794	
委員会活動費	2,212,700	970,409	▲1,242,291	(注1)
総会・理事会活動費	1,000,000	838,599	▲161,401	
nanotech展事業費	4,388,510	4,340,408	▲48,102	
② 管理費	23,608,464	25,972,201	2,363,737	
給料手当	12,789,422	11,987,332	▲802,090	(注2)
法定福利費	300,000	296,453	▲3,547	
広告宣伝費	175,000	785,070	610,070	(注3)
旅費交通費	300,000	588,301	288,301	
通信費	286,136	296,135	9,999	
消耗品費	642,000	2,258,852	1,616,852	(注4)
水道光熱費	150,000	131,903	▲18,097	
新聞図書費	71,324	51,324	▲20,000	
支払手数料	1,781,450	2,408,437	626,987	(注5)
賃借料	6,859,311	6,859,311	0	
租税公課	82,100	120,969	38,869	
保守修繕費	-	32,780	32,780	
減価償却費	61,721	61,720	▲1	
雑費	110,000	93,614	▲16,386	
経常費用計	31,209,674	32,121,617	911,943	
当期経常増減額	60,326	540,736	480,410	
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	-	-	-	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	-	-	-	
当期経常外増減額	-	-	-	
当期一般正味財産増減額	60,326	540,736	480,410	
一般正味財産期首残高	47,746,846	47,746,846	0	
一般正味財産期末残高	47,807,172	48,287,582	480,410	

※ 正味財産増減に係る予算実績対比表は、定款第38条の収支計算書を指す。

(注1) 「委員会活動費」の差異は、予算化した会場利用料、講師謝金・旅費、事務局員出張旅費等が予算比削減された為。

(注2) 「給料手当」の差異は、下期から事務局員1名減により予算で見込んでいた人件費50万円が発生しなかった事が主要因。

(注3) 「広告宣伝費」の差異は、予算外の新ホームページ制作費用の当期発生分(66万円)の計上为主要因。

(注4) 「消耗品費」の差異は、予算外のPCの更新費用計6台並びにIT機器更新等計(約140万円)为主要因。

(注5) 「支払手数料」の差異は、予算外の6月より経理業務外注化委託料(約30万円)为主要因。